

# 令和5年度 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 令和4年4月1日～令和6年1月末日までに指定自動車教習所等において、事業者が全額負担（当該運転者が受講または取得費用を支払い、「指定教習所から免許取得者への領収証」及び「免許取得者から事業者への領収証」のコピーを添付できるのものを含む）をして、以下の要件を全て満たす、前年度に助成を受けていない従業員に、「特例講習の受講」「準中型免許の取得」「5トン限定準中型免許の限定解除」をさせたものを助成対象とする。
- (1) 当該事業者が、令和4年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
  - (2) 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
  - (3) 当該運転者が、令和4年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、特例講習を受講終了または準中型免許を取得していること。
  - (4) 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること。
3. 申請受付期間 令和5年6月1日～令和6年2月6日午後5時必着  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。  
（全てA4サイズで作成）
- (1) 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成申請書
  - (2) 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書のコピー  
※宛名が事業者名のもの。  
※当該運転者が受講または取得費用を支払った場合は、「指定教習所から受講者・免許取得者への領収証」及び「受講者・免許取得者から事業者への領収書」のコピー
  - (3) 健康保険証、雇用保険被保険者証等、公に雇用が確認できる書類のコピー
  - (4) 受講修了の書類または運転免許証のコピー
  - (5) 提出日直前の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のコピーのいずれか
5. 助成金額
- ・特例講習受講費用の1／3として、上限 100,000円
  - ・準中型免許の取得 40,000円
  - ・5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円
- ※1事業者当たり、助成額の上限を300,000円とする。
- ※高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和4年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。
- ※国からの補助金が交付されている場合は交付しない。